

第5章

選定項目ごとの調査、予測及び評価手法

第5章 選定項目ごとの調査、予測及び評価手法

5-1 大気質

【調査内容】

調査内容	
大気質の状況	・調査、予測、評価の項目として選定したものの濃度の状況 (二酸化窒素もしくは窒素酸化物、二酸化硫黄もしくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子場物質、炭化水素、水銀又はその他の大気質に係る有害物質等)
気象の状況	・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温等
大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
大気質の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 (1)環境大気 対象事業実施区域内1地点及びその周辺の住宅地付近4地点とする。 (2)沿道大気 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の1地点とする。 注) 沿道大気は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素のみとする。	1. 調査時期及び回数 年間の大気質の状況を代表する時期として4季 2. 調査期間 7日間連続	下記測定局の既存測定結果を過去5年間分について収集、整理する。 [一般局] ・深谷 ・越谷 [自排局] ・深谷原郷自排
	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25、35号)に定める方法			
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25、35号)に定める方法			
	炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」(昭和52年環大企第61号)に定める方法			
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和63年、環境庁)に定める方法			
					—

【調査手法(2)】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
大気質の状況	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法	<p>1. 調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>2. 調査地点 対象事業実施区域内 1 地点及びその周辺の住宅地付近 4 地点とする。</p>	<p>1. 調査時期及び回数 年間の大気状況を代表する時期として4季</p> <p>2. 調査期間 7日間連続</p>	—
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年、環境省）に定める方法			
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）に定める方法			
	降下ばいじん	ダストジャー法 衛生試験法（日本薬学会）に定める方法			—

【調査手法(3)】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
気象の状況	地上気象 ・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量 ・放射収支量	「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル第4版」に定める方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。	1. 調査時期及び回数 1年間の通年	下記観測所の既存測定結果の過去11年間分について収集、整理する。 ・熊谷地域気象観測所
	上層気象 ・風向・風速 ・気温	「高層気象観測指針」(平成16年、気象庁)に定める方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。	1. 調査時期及び回数 年間の気象の状況を代表する時期として4季 2. 調査期間 7日間連続	—
交通量等	車種別・方向別交通量、走行速度、道路構造	断面交通量を車種別・方向別にカウンターにて計数するとともに、スピードガンによる車速計測、道路構造等は目視及びメジャーを用いる方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2. 調査地点 廃棄物運搬車両走行ルート1地点とする。	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回 2. 調査期間 7時～19時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況		現地踏査による方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

【現地調査地点一覧】

<環境大気>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境大気	1	対象事業実施区域内 (ST-1)	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 ガス状水銀 微小粒子状物質 降下ばいじん	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
	2	対象事業実施区域の北側住宅地 (ST-2)		対象事業実施区域の北側で周辺に小学校があり住宅地となる地点として選定する。(深谷市)
	3	対象事業実施区域の東側住宅地 (ST-3)		対象事業実施区域の東側で周辺に小学校があり住宅地となる地点として選定する。(熊谷市)
	4	対象事業実施区域の南側住宅地 (ST-4)		対象事業実施区域の南側で工業団地の影響を直接受けない住宅地となる地点として選定する。(深谷市)
	5	対象事業実施区域の西側住宅地 (ST-5)		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。(深谷市)

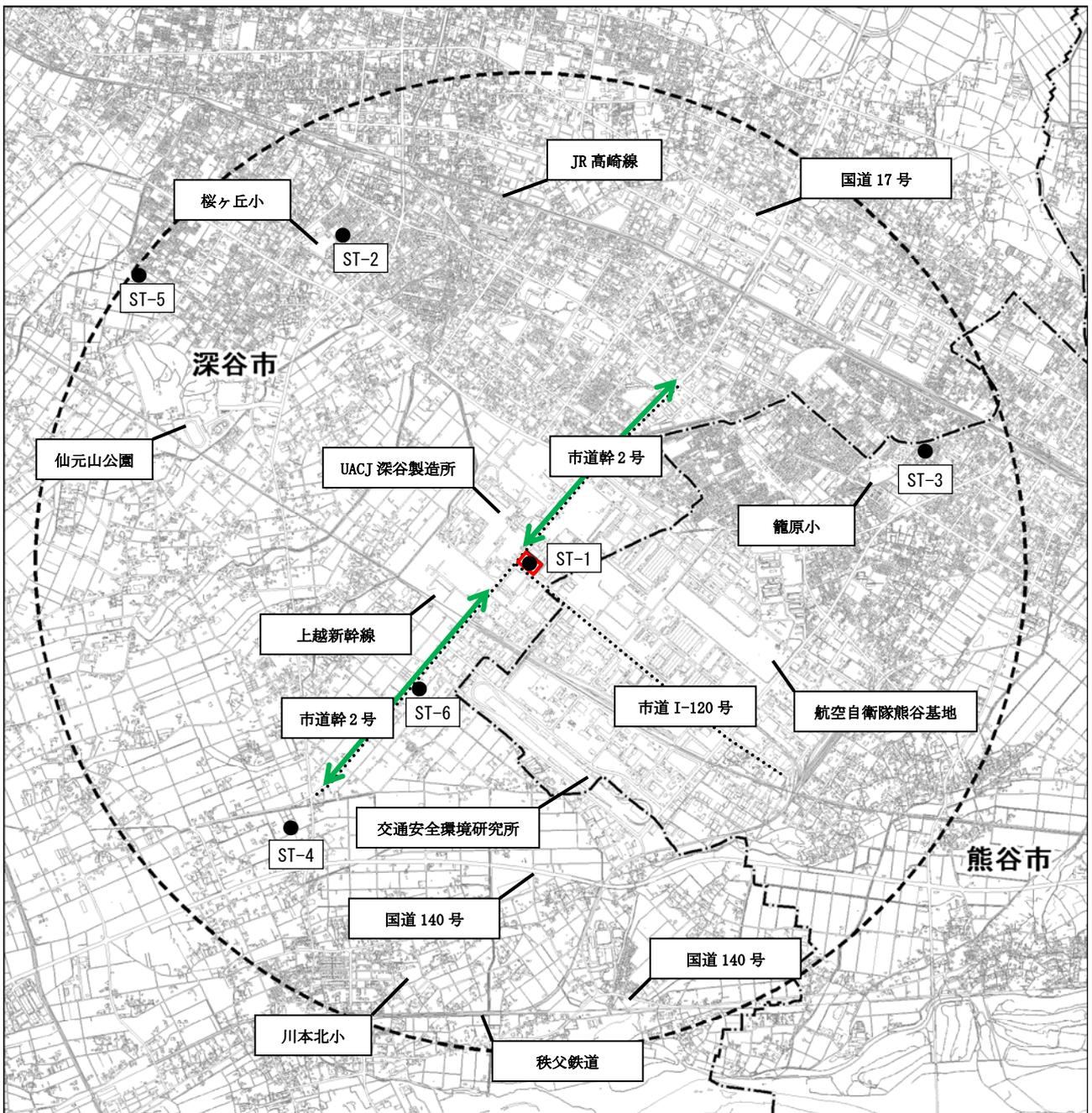
<沿道大気、交通量等>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
沿道大気・交通量等	6	市道幹2号東側区間沿道 (ST-6)	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素 交通量等	対象事業実施区域周辺の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。

<気象>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
地上気象	1	対象事業実施区域内 (ST-1)	風向・風速 気温・湿度 日射量 放射収支量	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
上層気象	6	対象事業実施区域内 (ST-1は近隣に高圧線鉄塔が存在するため、調査に影響がない地点としてST-6で調査を行う)	風向・風速気温	対象事業実施区域及びその周辺の代表的な上層気象を把握する地点として選定する。

注) 現地調査地点の位置は図 5-1-1(1)～図 5-1-1(4)参照。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

- : 調査地点
- ↔ : 資材運搬等の車両及び
廃棄物運搬車両等の主要なルート

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m



図 5-1-1 (1) 調査地点位置図 (大気質)

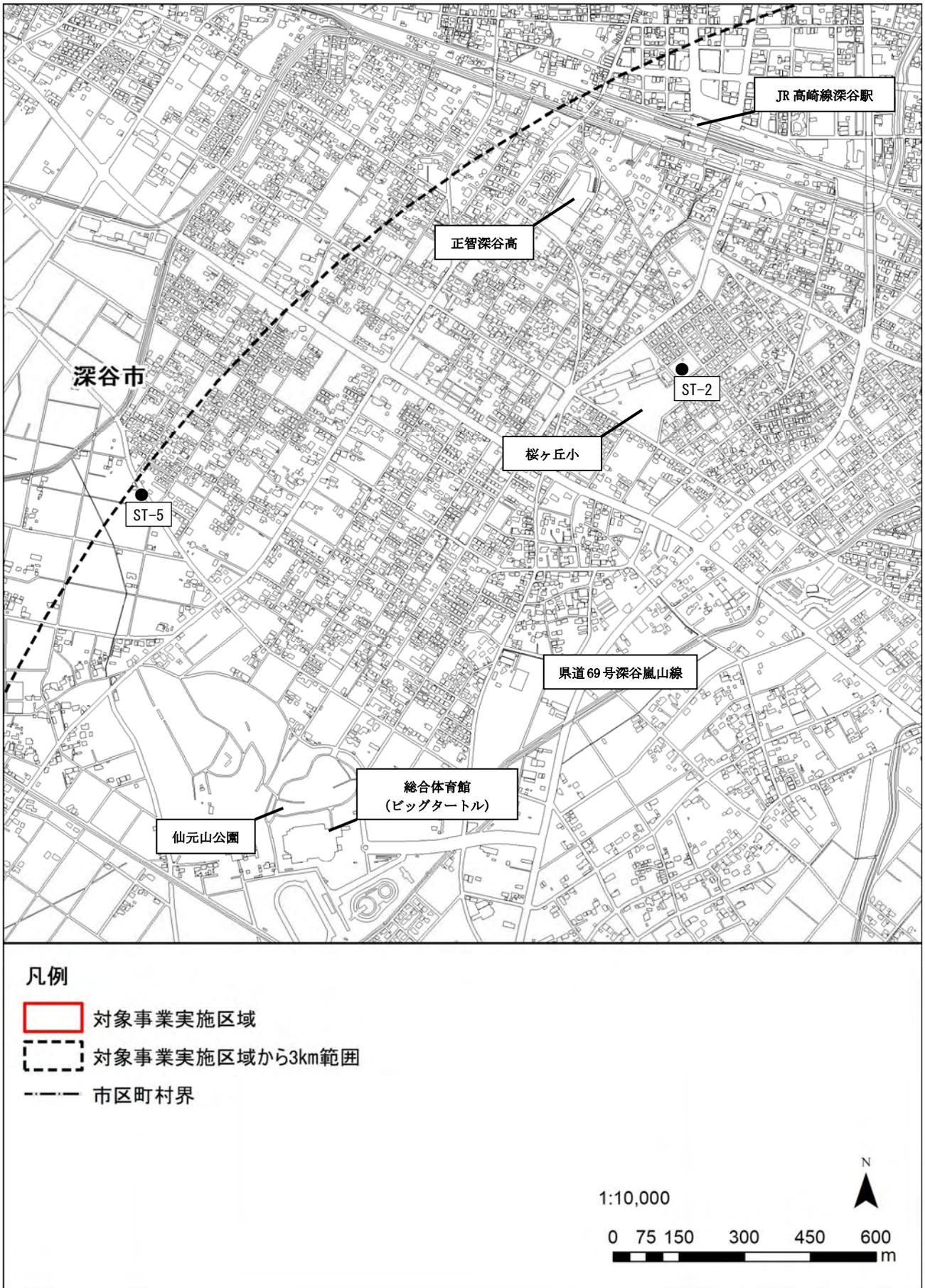


図 5-1-1 (2) 調査地点位置図 (大気質)

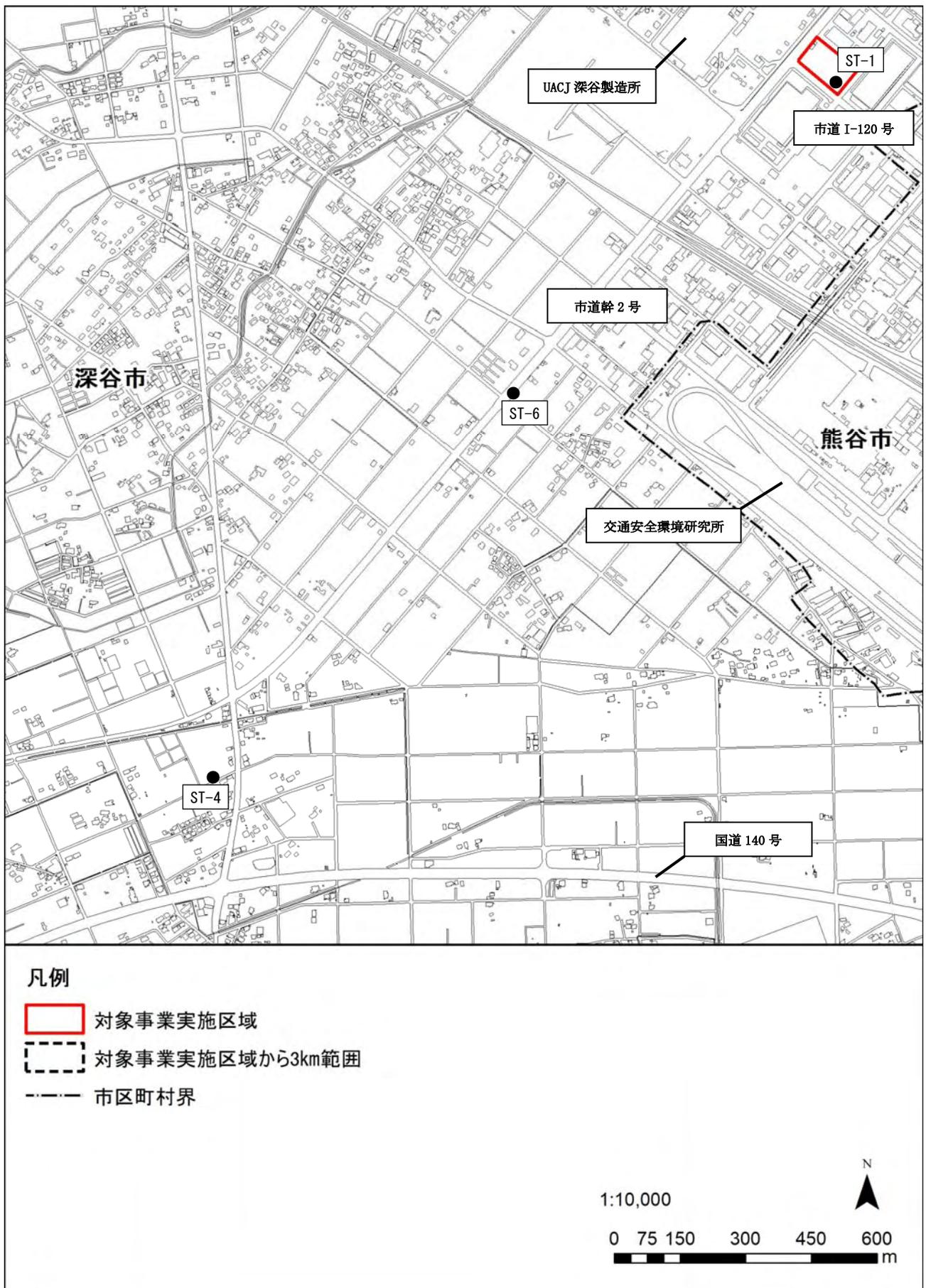


図 5-1-1 (3) 調査地点位置図 (大気質)

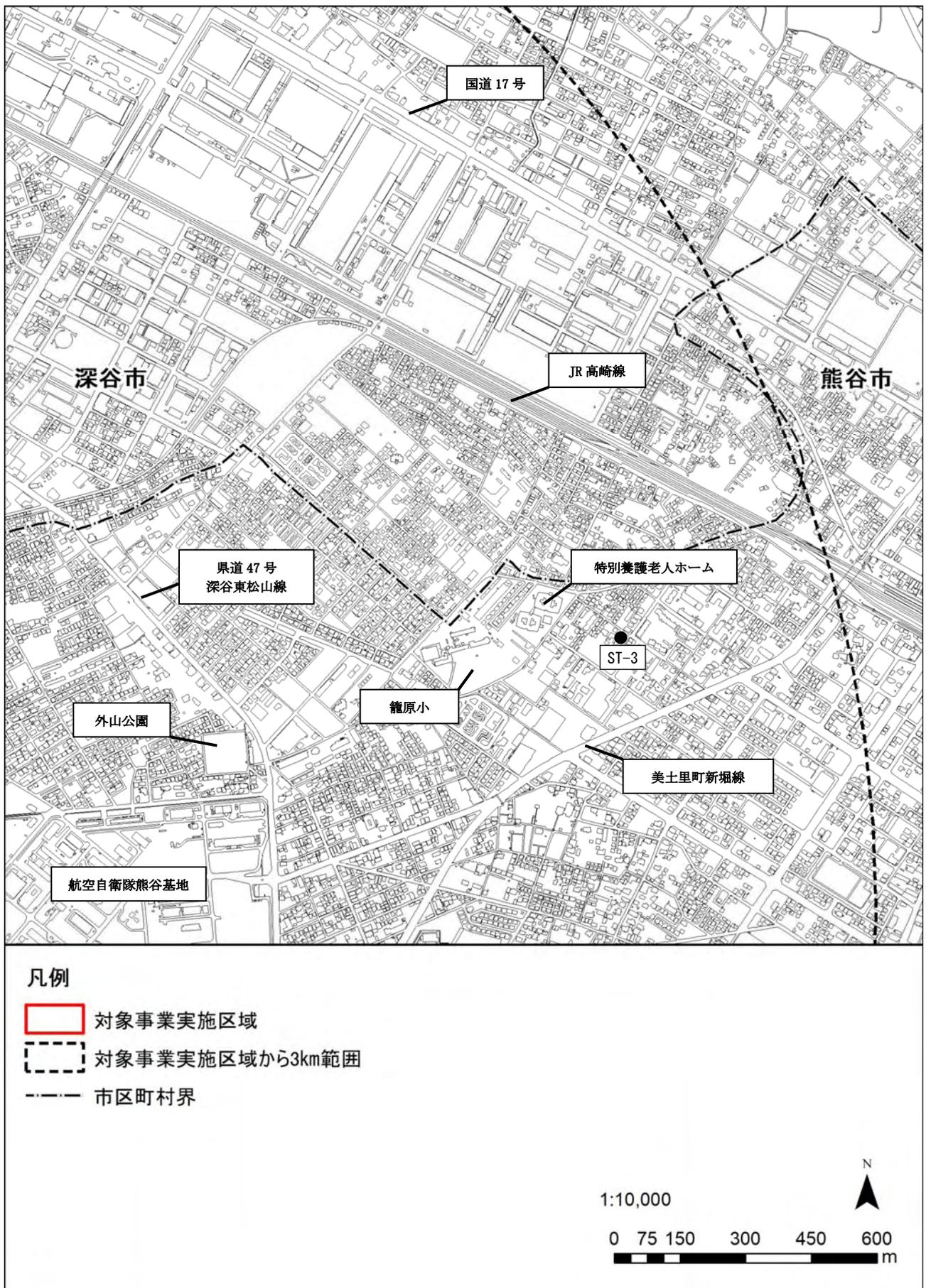


図 5-1-1 (4) 調査地点位置図 (大気質)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
工事中	建設機械の稼働	二酸化窒素	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生による二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期	工事計画により、想定される建設機械の種類、台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
		粉じん				
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点とする。	資材運搬等の車両台数が最大となる時期	工事計画により、想定される資材運搬等の車両の走行台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
		粉じん				

注) 微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみで、予測は実施しないこととする。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <p>・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づく環境基準</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 建設機械に使用する燃料（軽油）は、適正な品種のものを使用する。 敷地境界には工事用仮囲い等を設置し、粉じん等の飛散防止を図る。 造成工事などで、粉じん等が飛散しやすい気象条件下には適宜散水等の粉じん等の飛散防止を図る。
	<p>資材運搬等の車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 5 時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。 資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近に水洗いを行う洗車設備を設置する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働 二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	施設の稼働に伴うばい煙の排出による二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀の大気中の濃度の変化（年平均値、1時間値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、大気質の状況を把握する。また、事業計画により、施設の稼働に伴い想定されるばい煙の排出条件を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
	自動車等の走行 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	施設の稼働時における廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点と同様とする。		事業計画等により、施設稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。

注) 微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみで、予測は実施しないこととする。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「大気中の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「ダイオキシン類による大気中の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に基づく環境基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和52年環大規第136号）における塩化水素の指針値 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）（平成15年中環審第143号）」におけるガス状水銀の指針値 ・「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年中央公害対策審議会）」における非メタン炭化水素の指針値 	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・燃焼ガス冷却設備及びバグフィルタ等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

5-2 騒音・低周波音

【調査内容】

調査内容	
騒音及び低周波音の状況	
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
騒音及び低周波音の状況	環境騒音 (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点及びその周辺の住宅地等付近の4地点とする。	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回 2. 調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果
	道路交通騒音 (L_{Aeq})		1. 調査地域 事業の実施により道路交通騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域周辺とする。 2. 調査地点 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の2地点とする。	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回 2. 調査期間 7時～19時 注) 関係車両の走行時間帯：8時～18時	
	低周波音 (G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により低周波音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 環境騒音の敷地境界と同じ4地点とする。	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回 2. 調査期間 24時間連続	

【調査手法(2)】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量、走行速度、道路構造	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間毎にスピードガンで測定する方法 道路構造は目視及びメジャーを用いる方法(前掲「5-1 大気質」における道路交通の状況の調査結果より引用する。)	1. 調査地域 道路交通騒音と同じ地域とする。 2. 調査地点 道路交通騒音と同じ2地点とする。	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回 2. 調査期間 7時～19時 注) 関係車両の走行時間帯: 8時～18時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査による方法	1. 調査地域 環境騒音、道路交通騒音及び低周波音と同じ地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。	
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

【現地調査地点一覧】

<環境騒音、低周波音、道路交通騒音、道路交通>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境騒音・低周波音	1～4	対象事業実施区域敷地境界 (4方向)	環境騒音低周波音	対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、敷地境界の4方向(4地点)を選定する。
道路交通騒音・交通量	5～6	市道幹2号東側区間沿道	道路交通騒音 交通量等	対象事業実施区域周辺の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。

注) 調査地点の位置は、図 5-2-1(1)～図 5-2-1(2)参照。

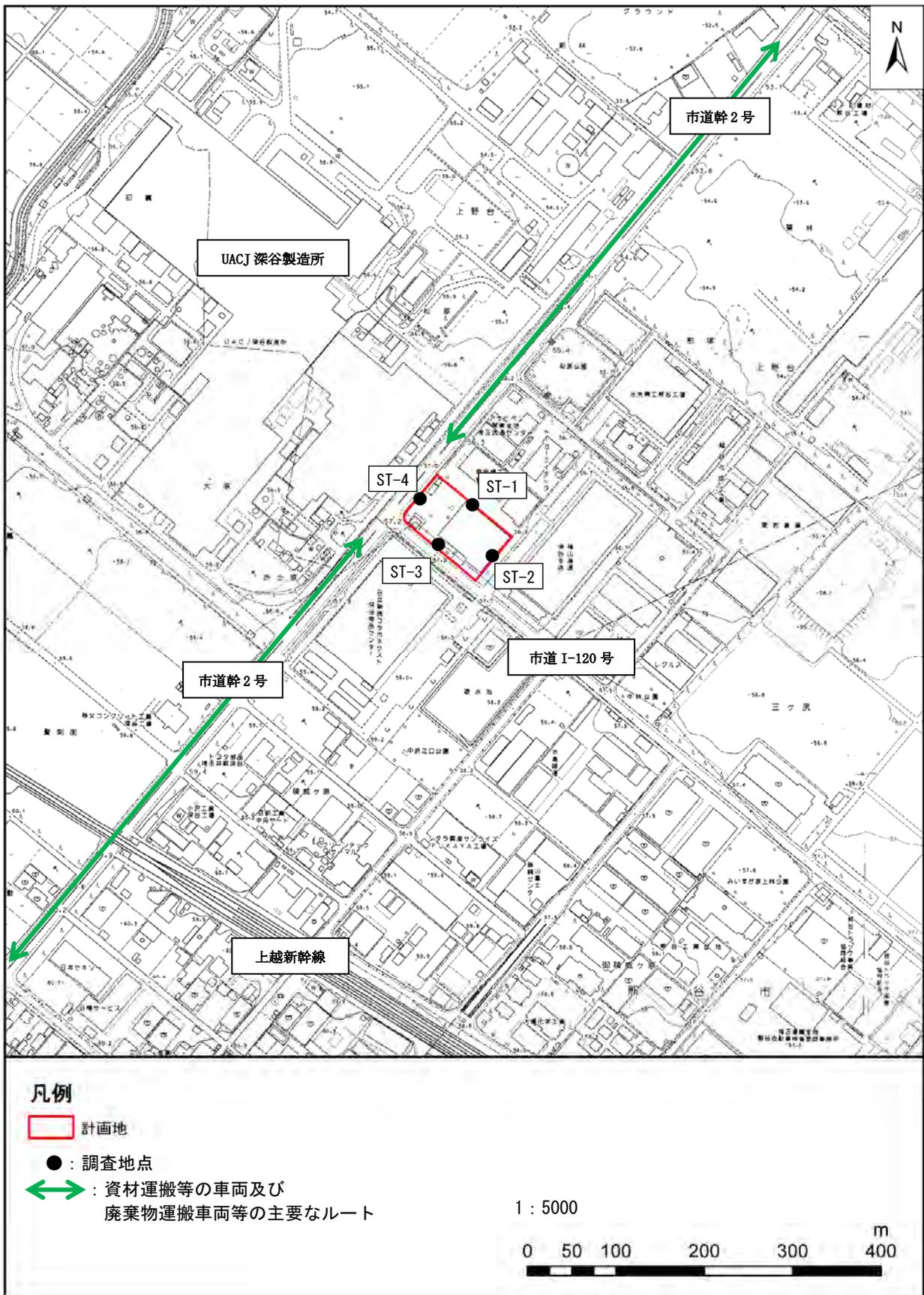


図 5-2-1 (1) 調査地点位置図 (環境騒音、低周波音)

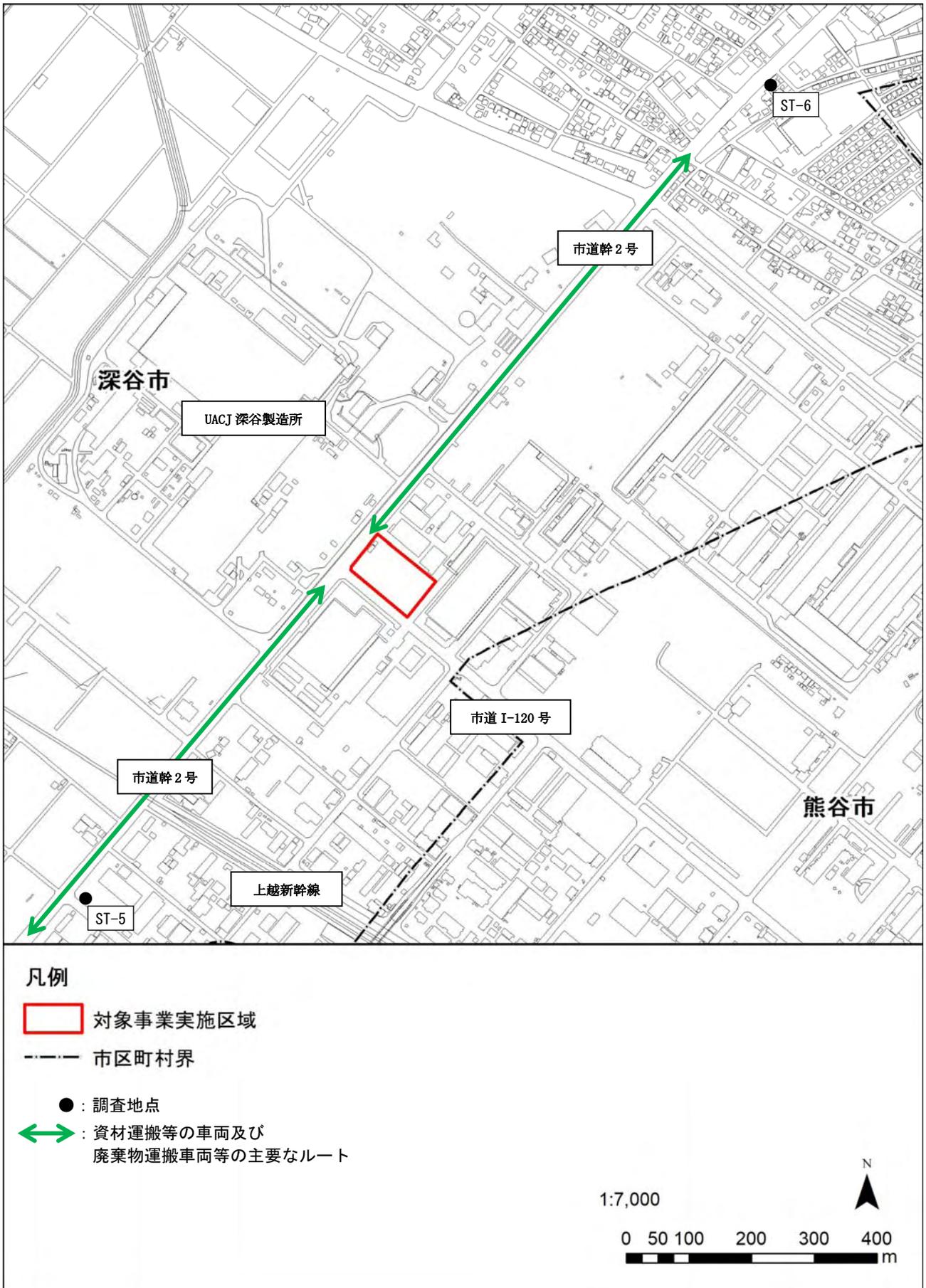


図 5-2-1 (2) 調査地点位置図 (道路交通騒音等)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	騒音資材運搬等の車両の走行	建設機械の稼働による建設作業騒音レベルの変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により建設作業騒音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界の現地調査地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期	工事計画により、想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、日本音響学会の建設工事騒音の予測モデル「ASJ CN-Model 2007」を用いて定量的に予測する。
	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行による道路交通騒音レベル(L _{Aeq})の変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により道路交通騒音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 資材運搬等の車両の主要な走行経路上として、道路交通騒音の現地調査地点とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期	工事計画により、想定される資材運搬等の車両台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ TN-Model 2013」を用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に基づく環境基準 ・「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づく特定建設作業に係る規制基準 	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 ・敷地境界又は工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
存在・供用時	施設の稼働	騒音	<p>施設の稼働による工場騒音レベルの変化の程度</p>	<p>1. 予測地域 事業の実施により騒音レベルの影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。</p> <p>2. 予測地点 敷地境界の現地調査地点とする。</p>	<p>・施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。</p>	<p>施設の稼働に伴い想定される騒音発生源等を設定し、騒音発生源からの伝搬過程を考慮した伝搬理論式を用いて定量的に予測する。</p>
		低周波音	<p>施設の稼働による低周波音音圧レベルの変化の程度</p>	<p>1. 予測地域 事業の実施により低周波音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。</p> <p>2. 予測地点 低周波音の現地調査地点とする。</p>		<p>施設の稼働に伴い想定される低周波音発生源等を設定し、低周波音発生源からの伝搬過程を考慮した伝搬理論式を用いて定量的に予測する。</p>
	自動車等の走行	騒音	<p>施設の稼働時の廃棄物運搬車両等の走行による道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) の変化の程度</p>	<p>1. 予測地域 事業の実施により道路交通騒音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。</p> <p>2. 予測地点 廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上として、道路交通騒音の現地調査地点とする。</p>		<p>事業計画等により、施設の稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ RTN-Model 2013」を用いて定量的に予測する。</p>

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく環境基準 ・「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年条例第 57 号）に基づく特定工場等に係る規制基準 ・「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年環境省）による心身に係る苦情に関する参照値及び物的苦情に関する参照値
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・敷地境界における騒音の自主規制値として、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第 4 種区域の規制基準値を適用する。
	<p>自動車交通の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 5 時までの運行計画とする。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。